

江府町告示第29号

令和2年5月1日

江府町長 白石 祐 治

第3回江府町議会5月臨時会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和2年5月11日

2、場 所 江府町役場議場

3、付議事件

1. 専決処分した事項の承認について

(令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算(第1号))

2. 江府町国民健康保険条例の一部改正について

3. 江府町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

4. 令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算(第2号)

○開会日に応招した議員

森 田 哲 也

川 端 登志一

阿 部 朝 親

上 原 二 郎

空 場 語

三 好 晋 也

三 輪 英 男

川 上 富 夫

長 岡 邦 一

川 端 雄 勇

○応招しなかった議員

な し

第3回江府町議会5月臨時会会議録（第1日）

令和2年5月11日（月曜日）

議事日程

令和2年5月11日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第42号 専決処分した事項の承認について
(令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第4 議案第43号 江府町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第5 議案第44号 江府町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第45号 令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算(第2号)
-

出席議員（10名）

1番 森田哲也	2番 川端登志一	3番 阿部朝親
4番 上原二郎	5番 空場語	6番 三好晋也
7番 三輪英男	8番 川上富夫	9番 長岡邦一
10番 川端雄勇		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松井英樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	白石祐治	副町長	影山久志
教育長	富田敦司	総務総括課長	池田健一

住民課長	川 上 良 文	農林産業課長	末 次 義 晃
建設課長	小 林 健 治	教育課長	加 藤 邦 樹
福祉保健課長	生 田 志 保	企画財政担当課長	松 原 順 二
会計管理者	藤 原 靖	学事担当課長	景 山 敬 文

午前10時03分開会

○議長（上原 二郎君） 本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

これより、令和2年第3回江府町議会5月臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、今期臨時会に出席を求めた者は、お手元に配付した報告書のとおりであります。

なお、日程に先立ち、傍聴の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上原 二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、3番阿部朝親議員、5番空場語議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（上原 二郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。よって、会期は、1日と決定いたしました。

日程第3 議案第42号 から 日程第6 議案第45号

○議長（上原 二郎君） 日程第3、議案第42号、専決処分した事項の承認について（令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号））から、日程第6、議案第45号、令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）まで以上、4議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（上原 二郎君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） ただ今、ご上程いただきました議案についてご説明を申し上げます。

まず、議案第42号でございます。専決処分した事項の承認についてでございます。令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）でございます。

本案は、令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,044万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億1,544万9千円といたすものでございます。地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第43号でございます。江府町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。本案は、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ療養のために労務に服することが出来なかった給与所得者へその日数に応じて傷病手当金を支給するため条例の一部を改正いたすものでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第44号でございます。江府町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、後期高齢者医療保険の保険者である鳥取県後期高齢者広域連合が新型コロナウイルスに感染または感染が疑われ療養のために労務に服することが出来なかった給与所得者へ傷病手当金を支給する改正条例を公布したことに伴い、江府町での申請受付を可能とするため条例の一部を改正するものでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第45号でございます。令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）でございます。本案は、令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ998万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億2,542万9千円といたすものでございます。地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、主管課長より説明させていただきますのでお聞き取りの上ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 松原課長。

○企画財政担当課長（松原 順二君） 失礼いたします。議案綴りの予算書をご覧ください。議案第42号、専決処分しました令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）につい

てご説明いたします。1枚おはぐりいただき、1ページ目をご覧ください。第1表の歳入歳出予算補正を説明いたします。歳入について説明いたします。款70. 国庫支出金、項10. 国庫補助金3億44万9千円の増額です。内訳は、特別定額給付金給付事業費補助金など2億8,959万3千円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金642万9千円。子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金など442万7千円です。今回の補正は、全てこの国庫補助金を歳出に充当しています。次に、1枚おはぐりいただき2ページ目をご覧ください。歳出の主なものを説明いたします。款10. 総務費、項5. 総務管理費2億9,252万3千円の増額は、一人当たり10万円を支給する特別定額給付金2億8,120万円の増額のほか、新型コロナウイルス感染対応のための消耗品や備品などの購入に伴うものです。次に、款15. 民生費、項10. 児童福祉費442万7千円の増額は、対象児童一人当たり1万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に伴うものです。次に、款35. 商工費、項5. 商工費349万9千円の増額は、新型コロナウイルス対策のための雇用維持支援事業に伴うものです。以上により、地方自治法第179条第1項の規定により、5月1日に専決処分を行い、令和2年度一般会計補正予算（第1号）を編成しましたのでご報告いたします。詳しくは、3ページ目以降に歳入歳出補正予算事項別明細書、8ページ以降に給与費明細書を添付しています。ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） 議案第43号、44号についてご説明を申し上げます。まず、議案第43号、江府町国民健康保険条例の一部改正についてです。議案書1枚おはぐりください。本案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について定めるものです。左側改正後、附則に3から8までの6項を追加いたします。第3項には、対象となるものとその期間。それから第4項には、支給額とその支給期間。はぐっていただきまして、第5項から8項には、対象期間について定めております。それから、給与の一部が支払われた場合、自業主によって支払われるべき給与が支払われなかった場合などについて定めております。附則としてこの条例は、公布の日から施行いたします。改正後の附則第3項から8項までの規定につきましては、傷病手当金の支給を始める日を令和2年1月1日から別に定める日までの間というふうにしておりますけれども他市町村と同様9月30日を考えております。

続きまして、議案第44号、江府町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてです。1枚おはぐりください。後期高齢者医療の保険者は、鳥取県後期高齢者医療広域連合であります。国保と同様の条例改正を行われましたために他の手続きと同じように江府町での申請受付が出来

るように条例の一部を改正するものであります。第2条、町において行う事務ということで、右側改正前、1項から7項を規定しておりましたものに対して、左側改正後、7項としてこの度の申請項目を追加し、第7項を8項に変更するものであります。附則としてこの条例は、公布の日から施行するものであります。説明は以上です。

松原課長。

○企画財政担当課長（松原 順二君） 失礼します。議案第45号、令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。1枚おはぐりいただき1ページ目をご覧ください。第1表の歳入歳出予算補正をご説明いたします。まず、歳入について説明いたします。款70. 国庫支出金、項10. 国庫補助金357万5千円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金の増額です。次に、款75. 県支出金、項10. 県補助金40万5千円の増額は、新型コロナウイルス対策特別金融支援事業補助金31万5千円とICT等を活用した家庭学習支援事業補助金9万円です。次に、款100. 諸収入、項15. 貸付金元利収入600万円の増額は、江府町持続化給付金立替事業貸付金元利収入です。1枚おはぐりいただき、2ページ目をご覧ください。続いて、歳出の主なものをご説明いたします。款10. 総務費、項5. 総務管理費22万1千円の増額は、役場庁舎内にWEB会議システムを構築するためのものです。同じく、項20. 選挙費50万円の増額は、町長選挙での新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためのものです。次に、款35. 商工費、項5. 商工費908万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言などによって減収となった町内の中小事業者に対し、特別金融支援事業、プレミアム食事券発行事業、休業協力金交付事業を実施し支援するためのものです。次に、款50. 教育費、項5. 教育総務費17万9千円の増額は、今後も予想されます臨時休業を想定し、児童生徒の学習支援としてインターネットなどを活用したe-ラーニング教材を導入するためのものです。以上により、補正予算を編成いたしました。詳しくは、3ページ目以降に歳入歳出予算事項別明細書を添付しておりますので、ご審議ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 以上、提案理由の説明が終了いたしました。

これから、議案に対する質疑を行います。

質疑、討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第3、議案第42号、専決処分した事項の承認について（令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号））。

議案第42号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第42号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第4、議案第43号、江府町国民健康保険条例の一部改正について。

議案第43号の質疑を行います。

阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） ちょっと、的外れな質問になるかもしれませんが。

○議長（上原 二郎君） 立って、立って。

○議員（3番 阿部 朝親君） 国保税を当然払っているわけですが、その国保税の関係に対する支給額ということでよろしいですね。

○議長（上原 二郎君） 生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） ご質問いただきました件ですけれども、これは国保税についてはございませんで、国保、例えば、個人事業主の方が国保に加入しておられ、その方が給与所得者を雇用しておられる場合、その雇用者が感染して働けなくなった場合に給料分として傷病手当金を支払うという形ですので、普通の例えば、私たちも働いていますと給料が出なくなったときに8割の傷病手当金とかいうかたちで支給されるようになってはいますがそのことです。それを新型コロナウイルスに関して適用するというための追加の条例です。

○議長（上原 二郎君） よろしいですか。

○議員（3番 阿部 朝親君） はい。

○議長（上原 二郎君） では、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第43号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第44号、江府町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

議案第44号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第44号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第45号、令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）。

議案第45号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第45号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

----- . ----- . -----

○議長（上原 二郎君） 以上をもって、今期臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、本臨時会はこれもち閉会といたします。ご苦労さまでした。

午前10時21分閉会